

# 長崎県後期高齢者医療広域連合議会 会議録（平成30年2月定例会）

平成30年2月定例会

平成30年2月13日（火曜日）午後1時00分開会

長崎県市町村会館6階 大会議室

## 議事日程

- 日程1 会期について
- 日程2 議席の指定について
- 日程3 会議録署名議員の指名について
- 日程4 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程5 経過等の報告事項について
- 日程6 長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 日程7 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程8 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程9 平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）  
平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程10 平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程11 議会運営委員の選任について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（26名）

1番	坪井泰助君	2番	阿部豊君
3番	立石隆教君	4番	今井泰照君
5番	初手安幸君	6番	後城一雄君
7番	山上広信君	8番	竹中悟君
9番	黒岩英雄君	10番	平野利和君
11番	朝長隆洋君	12番	明石博文君
13番	清水修君	14番	初村久藏君
16番	山田能新君	17番	野島進吾君
18番	湯田清美君	19番	相浦喜代子君
20番	松井大助君	21番	永安健次君
22番	萩原活君	23番	小野原茂君
24番	後藤昭彦君	25番	山口まさよし君
26番	林広文君	27番	野口達也君

説明のため出席した者

広域連合長	田上富久君	副広域連合長	杉澤泰彦君
事務局長	赤崎敏博君	企画監兼次長	白倉弘和君
総務課長	前川聡明君	事業課長	藤山誠治君
保険管理課長	中村浩樹君	医療専門監	山崎一美君

事務局職員出席者

書記 森本勇治君

＝開会午後 1 時 0 0 分＝

○議長（野口達也君）

皆さん、こんにちは。出席議員は定足数に達しております。

これより平成 30 年第 1 回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。直ちに会議に入ります。

初めに、例月出納検査報告につきましては、配付されております報告書のとおりであります。

本件は、地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、日程 1「会期について」を議題といたします。

今定例回の会期は、本日 1 日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

日程 2「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配付いたしております議席表のとおり指定をいたします。

日程 3「会議録署名議員の指名について」は、6 番、後城一雄議員、及び 16 番、山田能新議員を指名いたします。

それでは、ここで連合長から発言の申し出がっております。連合長。

【田上富久君 登壇】

○広域連合長（田上富久君）

連合長を仰せつかっております、田上でございます。

本日は、平成 30 年第 1 回長崎県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にて出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今般、国におきましては、安定した医療制度を確立させるため、色々な制度改革が行われてまいりましたが、依然として社会保障費は増加をし続けております。社会構造につきましても、著しく変化を遂げている最中であります。

こういった状況を受けまして、今後、制度そのものの抜本的改革も予想されることから、全国後期高齢者医療広域連合協議会におきましては、昨年 11 月に国に対して「安定し

た社会保障制度としての運営を確立するため、積極的な対応と実現」についての要望をいたしました。

また、国では昨年の12月22日に、平成30年度予算案が閣議決定され、診療報酬に関しましては、医師の診察料に当たります「本体」はプラス改定がされましたが、「薬価等」がマイナス改定となったことによりまして、診療報酬「全体」では1.19%のマイナス改定となりました。

こうした状況の中で、平成30年度と平成31年度は、保険料率を改定する特定期間となっており、本広域連合におきましても、改定後の診療報酬をもとに財政状況等を勘案しながら保険料率を試算いたしましたところ、医療費の伸びが抑制されると見込まれることから、保険料率を若干引き下げることをしているところであり、被保険者における費用負担については、一部軽減が図られる見込みとなりました。

また、本広域連合では、高齢者の健康保持増進を推し進めるために、平成30年度から平成35年度までの6か年を計画期間とする第2期データヘルス計画を策定中でございます。今回の計画では、第1期計画を振り返りまして、健康・医療情報の分析結果から明らかとなった健康課題を解決するため、目指すべき姿を目標値として設定をし、その目標達成するために健康診査事業等4事業について推進していくこととしています。

本日は、そういった点も含めまして事業実施に必要な経費を盛り込んだ平成30年度当初予算の他、平成29年度補正予算、条例改正等を提案することといたしております。

よろしくご審議をお願い申し上げますとともに、各議案に対しまして議員皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

#### ○議長（野口達也君）

次に、日程4 同意議案第1号を議題といたします。

連合長の説明を求めます。連合長。

【田上富久君 登壇】

#### ○広域連合長（田上富久君）

同意議案第1号は、監査委員の選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

これまでの松本監査委員が、去る1月30日付をもって退職したことから、新たに識見を有する者のうちから選任する監査委員に三縄周治氏を選任したいと存じます。なお、参考として同氏の略歴を添付しております。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（野口達也君）

これから同意議案第1号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、

直ちに採決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議がございませんので、採決をいたします。

監査委員の選任については、原案のとおり三縄周治君に同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、日程5「経過等の報告事項について」事務局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

総務課長の前川でございます。

私のほうから、お手元にお配りいたしております、ピンクの表紙の冊子「経過等の報告事項」について説明をさせていただきます。

1 ページをお開き下さい。

前回開催の議会定例会、平成29年8月16日以降における広域連合の主要な事項について経過等の報告をいたします。

1、国の医療制度改革の動向についてでございます。

平成29年12月22日に平成30年度予算案が閣議決定され、医療費について、医師の診察料にあたる診療報酬「本体」は0.55%のプラス改定となりましたが、「薬価等」においてマイナス改定となったため、診療報酬「全体」では1.19%のマイナス改定となり、これにより医療費が抑制される見込みとなりました。

また、平成29年度から実施されている「保険料軽減特例」等の見直しについては継続して実施されます。

2、保険料軽減判定におけるシステム誤りについてでございます。

平成28年12月27日、厚生労働省から、標準システムに誤りがあり軽減判定が誤って行われ、保険料賦課がされていたことが発表されました。これに伴う是正件数は、457件で、総額1,001万5,900円の賦課更正となり、内訳は、追徴が142件で288万8,800円、還付が315件で712万7,100円となりました。

また、昨年4月に厚生労働省から新たにソフトの設定に誤りがある旨の連絡があり、こ

れにより185件、478万2,800円の追加還付が発生しました。なお、新たな抽出に伴う是正におきましては、賦課決定の期間制限に規定する年数を経過し、還付できなくなる平成27年度保険料が含まれていたことから、本来還付すべき保険料相当分を保険料特別返還金として支給することとなりました。

対象件数は、平成30年1月現在、21件で総額59万8,600円の返還金があり、現在支給事務を進めております。

さらに、平成30年1月12日に、厚生労働省から3回目となる抽出ソフトの誤りについて連絡がありましたが、これにつきましては詳細が分かり次第対応することとしております。

今回のシステム誤りに伴う全体の発生件数につきましては、2ページに記載をいたしております。

3、国に対する要望についてでございます。

平成29年11月15日、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、後期高齢者医療制度が安定した社会保障制度として確立するため、国による積極的な対応及び実現を求める8項目の提案を行い、その要望書を高木厚生労働副大臣に提出いたしました。

なお要望書につきましては、参考として8ページから12ページに掲載しております。

4、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定についてでございます。

本計画策定にあたりましては、第1期データヘルス計画の振り返りを行うとともに、医療情報等を分析し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることとしました。

計画期間は、長崎県の医療費適正化計画や医療計画の期間と整合性を図る観点から平成30年度から平成35年度までの6か年とします。

計画案につきましては、県医師会をはじめ各関係者、会等に多く意見を求め、また、各市町やパブリックコメントにより意見を聴取するとともに、本広域連合の幹事会、運営委員会を踏まえて、その最終計画案を平成30年2月1日に議員の皆様へ送付いたしました。今後は、3月に本計画を公表する予定といたしております。

なお、3ページから5ページに、先に送付いたしました計画案の概要を掲載いたしております。

6ページをお開き下さい。

5、懇話会についてでございます。

平成29年12月5日、平成29年度第2回懇話会を開催いたしました。

今回の会議では、平成30、31年度保険料率改定及び第2期データヘルス計画の策定について説明を行い、委員の皆様からご意見をいただきました。主な意見は記載のとおりでございます。

以上が、経過等の報告事項でございます。

**○議長（野口達也君）**

ただいまの経過報告につきましては、ご了承をお願いいたします。

それでは、次に、日程6「議案第1号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（赤崎敏博君）**

ただいま上程されました議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

白い表紙の議案書1ページから15ページまででございます。それから、緑色の表紙の説明資料ですが、1ページから15ページまででございます。

それでは、緑色の表紙の説明資料の2ページをお開きください。

今回の改正は、趣旨の欄に記載のとおり、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正等に伴い、本広域連合の関係条例を改正しようとするものでございます。

具体的には、主な内容欄に記載のとおり、まず個人情報保護条例において、個人情報の定義を明確化し、要配慮個人情報を新たに定義するとともに当該情報の収集の制限に関する規定を整備しようとする事、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整合を図ろうとするものでございます。

また、情報公開・個人情報保護審査会においては、個人情報保護条例の一部改正に伴い条例の整合を図ること、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整合を図ろうとするものでございます。

なお、条例の新旧対照表を3ページから15ページまでに掲載しておりますので、ご参照ください。

議案第1号の説明は、以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**○議長（野口達也君）**

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しくください。ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（野口達也君）**

なければ、これをもって議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び長崎県後期

高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程7「議案第2号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

白い表紙の議案書は13ページから17ページまで、緑色の表紙の説明資料は17ページから22ページまででございます。

それでは、緑色の表紙の説明資料18ページをお開きください。

今回の改正は、趣旨の欄に記載のとおり、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正により、非常勤職員について育児休業期間の延長に係る規定の改正をしようとするものでございます。

具体的には、主な内容欄に記載のとおり、非常勤職員の育児休業に係る要件の緩和を定めようとするもので、非常勤職員について育児休業を子の1歳6か月まで延長したにもかかわらず保育所等に入れない場合等、特別な事情がある場合に、さらに延長して子が2歳に達する日まで育児休業を取得することができるようにするものでございます。

また、育児休業の運用に関する特別な事情に係る規定について、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないときを明文化しようとするものでございます。

なお、条例の新旧対照表を19ページから22ページまでに掲載しておりますので、ご参照ください。

議案第2号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（野口達也君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しください。ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程8「議案第3号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

白い表紙の議案書は19ページから23ページまで、緑色の表紙の説明資料は23ページから61ページまででございます。

それでは、緑色の表紙の説明資料24ページをお開きください。

今回の改正は、趣旨の欄に記載のとおり、平成30年度、31年度の保険料率の決定、平成30年度以後の保険料賦課限度額の見直し、保険料の均等割軽減判定に用いる額の決定、住所地特例に関する事項の追加について必要な事項を定めようとするものでございます。

まず、今回の改正の柱であります、平成30年度、31年度の保険料率についてご説明いたします。

説明資料の33ページをお開きください。

1、保険料率算定に係る法律に今回の関係法令を記載しています。

この後期高齢者医療制度の保険料率は、予想される費用の額や収入の額に照らし、2年の特定期間ごとに見直すこととされております。

2、現行保険料率は均等割4万6,800円、所得割8.8%で、3、次期特定期間保険料率の試算結果でございますが、今回は、均等割4万5,800円、所得割8.67%と均等割、所得割ともに引下げるものでございます。

理由としましては、診療報酬のマイナス改定により医療給付費が抑制される見込みであること、また、平成29年度の決算剰余金が約25億円の見込みで、これを特定期間の収入として充当することによって、保険料の引下げが可能となったためでございます。

次に、34ページをご覧ください。

ここには、保険料率試算に用いました費用額の項目を記載しています。

4、保険料率試算に用いた費用額の(1)医療給付費等総額でございますが、まず、被保険者数については、各市町の住民基本台帳をもとに、年齢到達による新規被保険者と、過去の死亡や転入転出状況等を勘案して、平成30年度を21万6,694人、31年度は21万8,926人と推計しています。

次に、1人当たり給付費ですが、※印に記載のとおり、診療報酬が全体で1.19%のマイナス改定となりました。内訳は、人件費が0.55%の増、薬価相当がマイナス1.65%、材料価格がマイナス0.09%となっております。この改定後の診療報酬をもとに、1人当たり給付費を、平成30年度が99万4,959円、平成31年度が100万2,043円と推計いたしました。

この1人当たり給付費に被保険者数を掛けて全体の医療給付費を算出し、平成30年度が2,156億175万957円、31年度が2,193億7,326万5,818円となります。

(2)から(6)までは、記載のとおりそれぞれ必要額を算定しておりますが、このうち(2)の財政安定化基金拠出金については、今回は、基金の残額等を勘案し、拠出金をゼロ円としています。

また、(4)の審査支払手数料の単価は1.08円の引き下げとなっております。

次に、35ページの5、保険料率試算に用いた収入額ですが、(1)国庫負担金から(7)国庫補助金までは、算定省令等に基づいて算定したものです。この中で、(1)国庫負担金に記載の高齢者負担率については、年々高齢者が増え、若者が減ってきていることから、徐々に負担率が上がっており、今回は11.18%と0.19%上昇しています。

(9)県財政安定化基金交付金は、保険料率の上昇を抑制するため県財政安定化基金を取り崩して交付を受けるものですが、今回は引き下げることから交付は受けないこととしております。

その他、詳細な算出基礎につきましては、46ページから60ページまでに掲載してお

りますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、36ページの保険料率算定表をご覧ください。

ただいま説明しました費用、収入について、それぞれ数値を当てはめたものでございます。表の右から2列目の合計欄で具体的にご説明をします。一番上の費用の表の合計欄、4,381億2,379万5,857円から2番目の収入の表の合計欄、4,046億544万8,532円を差し引いたものが、3番目の表の保険料収納必要額にあります、335億1,834万7,325円となり、皆様にご負担していただく保険料の必要額となります。

この必要額に予定保険料収納率を、これまでと同率の99%として割り戻したものが、賦課総額の338億5,691万6,490円となり、これを2年で割った169億2,845万8,245円が単年度分の賦課総額となります。

これをその下に記載をしています応能応益割合41対59に応じて、所得割賦課総額と均等割賦課総額に振り分けたものが下の表でございます。

左側の表が所得割率の算定をしたもので、賦課総額、69億4,066万7,880円となり、限度超過額を調整した後の所得割率が8.67%となります。また、右側の表が均等割額を算定したもので、賦課総額99億8,779万365円で、被保険者数、21万7,810人として算定しますと、均等割が4万5,855.518円となります。

以上の算定結果から、一番下の表に記載のとおり、平成30年、31年度の保険料率については、均等割額は4万5,800円、所得割率は8.67%としたところでございます。

この表の被保険者1人当たり軽減後の保険料額ですが、保険料率は引き下げではあるものの、平成29年度と比べ、平成30、31年度が5万4,285円と高くなっています。これは、保険料の軽減特例が見直しになっていることの影響と保険料賦課限度額の引き上げによるものでございます。なお、被保険者一人一人で見ますと、全体の約86%の方が引き下げ、約14%の方が引き上げとなる見込みでございます。

なお37ページは、被保険者数や医療費総額等の推移を、38ページから43ページまでは、各市町別の被保険者数、医療費総額等を掲載していますので後ほどご参照ください。

次に、44ページをご覧ください。

今回の条例改正において平成30年度以降の低所得者の保険料軽減措置の拡充と保険料の賦課限度額の見直しを行っておりますが、その内容をイメージ化したものです。

下の表に均等割軽減対象者の所得要件を記載していますが、今回は、5割軽減、2割軽減の所得要件が変更され、所得要件のうち被保険者数に乗ずる金額が、5割軽減については27万円から27万5,000円に、2割軽減については、49万円から50万円に、それぞれ改正をされます。

これは物価の上昇により、これまで軽減対象だった方が外れるのを防ぐために対象枠を拡充したものです。これを上のグラフで見ますと、グラフの下段のほうの均等割の部分に

表しています。

また、保険料の賦課限度額が57万円から62万円に引き上げられます。このグラフの上段、所得割の部分のように賦課限度額を引き上げた場合、徴収すべき所得割の総額は変わっておりませんので、その分、中間所得層の負担が緩和されることになります。

次に、45ページですが、本日、A4判の差し替え資料を配付しています。これは医療給付費に対する保険料額の割合を市町別に表したもので、後ほど、ご参照いただきたいと思います。

次に、資料は少し飛びますが61ページをご覧ください。

全国及び九州各県の保険料率試算の状況で、本年1月に国へ報告されたものを集計したものです。1の全国との比較ですが、均等割は、47都道府県中20位の中間あたりで、所得割は25位で中間よりやや下位となっており、1人当たり保険料は、35位で全国平均を下回っています。

2の全国各広域連合の状況ですが、均等割額で16、所得割率で25の広域連合が引き下げを予定しています。

3の九州各県との比較ですが、長崎県は、均等割額、所得割率、ともに九州で一番低い料率となる見込みです。九州では、4県が据置き、長崎県を含む3県が引下げ、1県が所得割のみ引下げとなる見込みです。

それでは、説明資料24ページにお戻りください。

主な内容の欄により条例改正の概要についてご説明いたします。

まず1点目は、ただいま説明いたしましたとおり、平成30年度、31年度の保険料率については、所得割率、均等割率ともに引き下げることであります。

次に、2点目は、政令改正に伴い、平成30年度以後の保険料を算定する際の賦課限度額を62万円に引き上げるものでございます。

また、均等割軽減判定に用いる額を5割軽減、2割軽減についてそれぞれ記載のとおり改定し、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。

次に、3点目は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、住所地特例を受けている国民健康保険の被保険者が、75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合に特例を引き継ぐ旨の記載を追加するものでございます。

なお、条例の新旧対照表を26ページから29ページまでに掲載しておりますので、ご参照ください。

議案第3号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

#### ○議長（野口達也君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所のパージをお示しください。ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程9「議案第4号及び議案第5号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第4号「平成29年度一般会計補正予算（第1号）」及び議案第5号「平成29年度特別会計補正予算（第2号）」について、一括してご説明いたします。

まず、白い表紙の定例会議案書27ページをお開きください。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1,508万円を増額補正し、歳入歳出予算を2億3,365万3,000円とするものでございます。

なお、各科目につきましては、28ページ、29ページに記載のとおりでございます。

次に、43ページをお開きください。

特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ56億3,025万1,000円を増額補正し、歳入歳出予算を2,291億872万円とするものでございます。

なお、各科目につきましては、44ページ、45ページに記載のとおりでございます。

補正の主な項目について、緑色の表紙の説明資料によりご説明いたします。64ページから69ページまでが見積総括表でございますが、本日は、補正予算概要図によりご説明いたします。

70ページ、71ページをお開きください。

補正の内容としましては、平成28年度の決算剰余金と平成29年度の歳出不用見込額等の整理を行うものでございます。

上の図が一般会計でございます。

平成28年度の決算剰余金1,508万円を7款繰越金として歳入に受け入れ、平成29年度の派遣職員人件費負担金の不足見込み額400万円を増額し、1,108万円を財政調整基金に積立てようとするものでございます。

次に、下の図が特別会計でございます。

まず、平成28年度の決算剰余金、74億3,977万4,000円を8款繰越金として歳入に受け入れます。

この繰越金の中には、国・県・市町及び支払基金に対しての、精算返還を要する、47億5,404万9,000円が含まれております。このうち、支払基金と市町への精算返還は平成29年度中に受け入れる金額との間で相殺処理を行います。国・県の精算返還は、71ページに矢印が伸びていましており、歳出、8款諸支出金として、29億4,752万7,000円を予算計上し、返還することとなります。

また、70ページ中ほどの8款繰越金のうち要精算額を除いた純剰余額、26億8,572万5,000円は、事務費相当分3,151万円と、保険給付費相当分26億5,421万5,000円であり、翌年度以降の財源に充てるため、財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

同時に、71ページ、右端下段の囲みに記載の1款総務費のうち不用が見込まれる一般管理費、レセプト点検事業費、訪問指導事業費、それから、2款保険給付費の審査支払手数料、合わせまして4,650万円を減額し、財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

次、72ページをお開きください。

予算配分等の見直しによる整理でございます。特別会計に関するもので、まず、アは、入札差金の発生等に伴う国庫補助金の減額でございます。

歳入、2款国庫支出金、医療費適正化等推進事業費補助金について、補助対象経費である1款総務費、訪問指導事業費に入札差金が生じたことから、その対象経費の2分の1に当たる300万円を減額するものでございます。

次に、イは、歳出の増減でございますが、見込みが下回ったことにより、2款保険給付費の審査支払手数料を減額し、不足が見込まれる、2款保険給付費の移送費、4款特別高額医療費共同事業拠出金、保険料軽減判定のシステム誤りのため発生する保険料還付金と還付加算金を増額しております。

議案第4号及び議案第5号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野口達也君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しいただきたいと思えます。ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって議案第4号及び議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第4号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程10「議案第6号及び議案第7号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

#### ○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第6号「平成30年度一般会計予算」及び議案第7号「平成30年度特別会計予算」について、一括してご説明いたします。

まず、議案第6号「一般会計予算」についてご説明いたします。

白い表紙の定例会議案書61ページをお開きください。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ2億2,036万3,000円とするものでございます。

また、第2条に記載のとおり、一時借入金の限度額は500万円といたしております。

詳細については、緑色の表紙の説明資料によりご説明いたします。

説明資料の74ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目の市町負担金は、前年度に比べ1,115万2,000円の増の2億927万2,000円を計上いたしております。これは、広域連合の人件費、事務費等に対する共通経費負担金でございます。

6款2項1目の財政調整基金繰入金1,108万円につきましては、先ほど可決いただきました議案第4号の補正予算に基づき積み立てた金額を取り崩すものでございます。

以上、歳入総額は前年度に比べ179万円増の2億2,036万3,000円でございます。

次に、歳出でございますが、75ページをご覧ください。

1款議会費は234万1,000円で、定例会等に伴う報酬、旅費等を計上いたしております。

2款総務費は2億1,583万8,000円を計上しており、主なものは、1項1目の一般管理費で、広域連合が直接支給する時間外勤務手当等の職員手当等、事務室の借上料、一旦、派遣元で支給いただいた給与、手当等について、後に広域連合が負担する人件費負担金等でございます。

その他、2目運営委員会費、3目幹事会費、2項1目選挙管理委員会費、3項1目監査委員費に係る経費をそれぞれ計上いたしております。

以上、歳出総額は前年度に比べ179万円増の2億2,036万3,000円でございます。

以上が、平成30年度一般会計予算でございます。

引き続き、議案第6号特別会計予算についてご説明いたします。

白い表紙の定例会議案書87ページをお開きください。

特別会計予算は、歳入歳出それぞれ2,193億1,822万円とするものでございます。

また、第2条に記載のとおり、一時借入金限度額は50億円としております。

詳細については、緑色の表紙の説明資料によりご説明をいたします。

説明資料の78ページ、79ページをお開きください。

歳入の総括表を記載しておりますが、79ページ一番下の歳入合計は、前年度に比べ41億4,936万5,000円の減、1.86%の減でございます。

80ページ、81ページをお開きください。

歳出合計につきましても、歳入と同額を計上いたしております。

減の主な要因は、広域連合の電算処理を扱う標準システムの機器更改に係る機器の購入経費等として一般管理費が約2億9,000万円増額となりましたが、今回、国の平成30年度からの診療報酬のマイナス改定によりまして、医療費の伸びが抑制されたことにより保険給付費が約52億円の減額となったことによるものでございます。

次に、82ページをお開きください。

これは特別会計の歳入歳出予算を円グラフで表したものです。

上の歳入のグラフですが、支払基金交付金が39.65%を占めています。これは、国民健康保険や協会健保等、現役世代が加入している医療保険者から徴収する後期高齢者支援金を財源として、広域連合に交付をされる、いわゆる現役世代からの負担金でございます。

続いて国庫支出金が35.32%、県支出金が8.29%、市町支出金が15.41%となっています。また、市町の支出金のうち保険料負担金は、制度の趣旨から言いますと約10%となりますが、保険料軽減等に係る国からの補填等がございますので、実質的には5.33%となっています。

下の歳出のグラフをご覧ください。

歳出総額のうち98.66%を保険給付費が占めています。

83ページは、各財源の流れをまとめた表となっておりますので、後ほどご参照ください。

それでは、歳入歳出の主な項目についてご説明いたします。

84ページ、85ページをお開きください。

まず歳入でございますが、1款市町支出金の1項1目事務費負担金は4億6,050万5,000円で、これは、保険給付に係る事務費について各市町にご負担いただくものでございます。

2目保険料等負担金は、159億5,071万円でございます。

3目療養給付費負担金は173億9,177万4,000円で、これは、保険給付費に係る市町の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の1となっております。

次に、86ページ、87ページをお開きください。

2款国庫支出金でございますが、1項1目療養給付費負担金は521億7,532万1,000円で、これは、国の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の3となっております。

2目高額医療費負担金は7億9,832万円で、レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、この超える額のうち、保険料等で賄うべき部分について4分の1を国が負担するものでございます。

2項1目調整交付金は235億3,818万4,000円で、広域連合間における財政の不均衡を是正することを目的として交付されるものです。このうち、右のページ説明欄の表に記載のとおり、普通調整交付金が170億2,388万7,000円、特別な場合に交付される特別調整交付金が65億1,429万7,000円でございます。

2目医療費適正化等推進事業費補助金は、訪問指導事業等に係る事業費補助金で4,187万円でございます。

3目健康診査事業費補助金は、3,142万円でございます。

4目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料軽減措置継続に伴う交付金で、軽減特例の見直しにより、前年度に比べ2億671万3,000円の減の8億7,502万5,000円でございます。

6目特別高額医療費共同事業費補助金は、特別高額医療費共同事業拠出金に対する国庫補助で1,047万3,000円でございます。

次に、88ページ、89ページをお開きください。

3款県支出金でございますが、1項1目療養給付費負担金は173億9,177万4,000円で、これは保険給付費に係る県の定率負担分で、市町と同様、12分の1の負担割合でございます。

2目高額医療費負担金は、国と同額の7億9,832万円でございます。

4款支払基金交付金は869億4,902万7,000円で、これは国保・健保等現役世代が加入している医療保険者が負担するものでございます。

次に、90ページ、91ページをお開きください。

5款特別高額医療費共同事業交付金は4,251万4,000円で、広域連合の財政リスク緩和のための交付金で、国保中央会の共同事業により交付されるものでございます。

7款繰入金でございますが、2項1目財政調整基金繰入金は1億4,346万3,000円でございます。

8款繰越金25億円でございますが、平成29年度剰余金の見込み額を計上しています。

次に、10款諸収入ですが、主なものは、2項1目預金利子800万円及び92ページ、93ページの3項4目第三者納付金2億1,150万6,000円でございます。

以上、歳入総額は2,193億1,822万円でございます。

次に、94ページ、95ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、7億698万4,000円を計上いたしております。

主なものとしたしましては、1項1目一般管理費が5億3,889万6,000円で、電算処理や各種給付費の支給決定通知の作成料、郵送料等、保険給付に係る事務経費で

ざいます。このうち95ページの下のほうに、18節備品購入費において、次期標準システム導入に係る機器購入費等の経費が約2億9,000万円増額となっています。

次に、96ページ、97ページをお開きください。

2項医療費適正化事業費は、1億6,808万8,000円を計上しております。

その内訳は、1目レセプト点検事業費4,269万6,000円、2目訪問指導事業費1,270万4,000円、3目普及啓発事業費3,355万6,000円、4目懇話会費45万7,000円。

98、99ページですが、5目医療費通知事業費6,571万6,000円、6目第三者行為求償事業費1,295万9,000円でございます。

次に、2款保険給付費は、2,163億6,519万2,000円を計上しております。対前年比52億8,691万8,000円の減、率にして2.39%の減でございます。これは、先ほどご説明いたしました、診療報酬のマイナス改定により、給付費の伸びが抑制されたこと等によるものです。

内訳の主なものとしましては、1項1目療養給付費2,065億9,909万4,000円で、これは、右の説明欄に記載のとおり、入院や外来等の医療給付費でございます。

以下、2目訪問看護療養費5億9,742万6,000円、4目移送費541万8,000円、5目審査支払手数料5億343万7,000円を計上いたしております。

100、101ページをお開きください。

2項高額療養諸費は83億9,981万6,000円、3項その他医療給付費は、葬祭費で2億6,000万円でございます。

次に、4款特別高額医療費共同事業拠出金は4,264万3,000円で、内訳は説明欄のとおりでございます。

102ページ、103ページをお開きください。

5款保健事業費は、4億9,025万1,000円を計上しております。

1項1目健康診査費は3億4,972万3,000円で、その主なものは、各市町への健康診査事業委託料でございます。

2目その他健康保持増進費は1億4,052万8,000円で、主なものは、104、105ページに記載をしておりますが、口腔ケア事業、はり、きゅう施術助成事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、健診・医療無受診者調査指導事業等に係る経費でございます。

106、107ページをお開きください。

8款諸支出金は2,361万7,000円、9款予備費は16億8,952万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上、歳出総額は2,193億1,822万円でございます。

以上が、平成30年度特別会計予算でございます。

なお、108ページから116ページまでに、参考資料を添付いたしております。

108ページから111ページまでは、一般会計及び特別会計の事務費負担金について、市町別に記載しております。

112ページ、113ページには、保険料等負担金について、114ページ、115ページには、療養給付費負担金について、それぞれ市町別の一覧表を掲載しております。

また、116ページには、本広域連合の財政調整基金の推移見込みを記載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

議案第6号及び議案第7号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（野口達也君）**

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所ページをお示しいただきたいと思っております。ございませんか。

18番、湯田議員。

**○18番（湯田清美君）**

まず、97ページの訪問指導事業の件についてお尋ねいたします。

緑のほうのです、すみません、96、97ページです。

今、データヘルス計画によると、訪問指導後の改善率は90%を超えているような状況なんですが、ここで効果が明らかとなっているんですが、この訪問指導事業の予算が減っているのはどういうことなのかお尋ねいたします。

あと、もし対象ニーズに対する訪問指導者が少ないのであれば、訪問指導養成講座等を設けて、増員する等の努力が必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**○議長（野口達也君）**

事業課長。

**○事業課長（藤山誠治君）**

事業課長です。今の訪問指導事業についてのご質問ですが、この事業は、専門の業者に委託しまして行っております。

30年度の予算を考慮する際には、この訪問指導事業を実施できる複数の業者から見積書を取りまして、それをもとに検討して予算を計上しております。ですから、訪問指導者が少ないというようなことは、我々が直接するところではないので、養成講座等の必要はないかと思っております。

○議長（野口達也君）

18番、湯田議員。

○18番（湯田清美君）

それでは、訪問指導の質は、今までどおり落ちないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（野口達也君）

事業課長。

○事業課長（藤山誠治君）

はい、訪問指導の内容につきましては、仕様書で詳しく定める予定としておりますので、質が落ちることはないと思っております。

○18番（湯田清美君）

ありがとうございました。

○議長（野口達也君）

18番、湯田議員。

○18番（湯田清美君）

あと2点、ちょっとお尋ねいたします。

99ページのジェネリック医薬品の使用の件なんですが、処方箋はドクターがされるようになっておりまして、ジェネリック医薬品の希望シールとかを保険証とか、あとお薬手帳等に貼って変更をするように希望はしているんですが、なかなかジェネリック医薬品を勧められない先生が多くて、患者側からお願いしますということが言いにくいのですが、先生方へのジェネリック医薬品への周知はどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（野口達也君）

事業課長。

○事業課長（藤山誠治君）

ジェネリック医薬品に関しましては、緑の99ページにありますように、まず、被保険者に年3回、差額の通知をお送りしております。

お医者様とお話する機会というのは、広域連合の懇話会というところで、県の医師会の代表の方を交えてお話をしております。その中でも、広域連合の被保険者につきまして、

ジェネリック医薬品が現在どのくらい使用されているかということはお話しする機会がありました。昨年の10月で、大体67%が使用されておる数字でございます。

医師会の代表の方が会の中に入っていていただいておりますので、医師会の中ではお話がされているものと考えております。

○議長（野口達也君）

湯田議員、質問の回数については、会議規則の第52条により、「同一議員につき、同一議題については3回」となっておりますので、手短にわかりやすく、よろしく申し上げます。18番、湯田議員。

○18番（湯田清美君）

すみません。あと一つ、質問です。

105ページの糖尿病性腎症重症化予防事業の件なんですが、長崎県での新規透析導入患者の主要原疾患はDM性の糸球体腎硬化症が最も多いんですが、これは食事とか運動等で生活改善が予防できます、にも関わらず、中断者が出ているようなのですが、その中断者の生活背景等はどういうものなのかお尋ねいたします。

○議長（野口達也君）

事業課長。

○事業課長（藤山誠治君）

私どもでは、今、28年度に行いました、この事業の結果を整理しております。その中で、中断の理由として上がってききましたのが、「忙しくてこれができない」というような理由、それから、「食事を作る家族に負担が多くなるので中断した」それから、自分で判断されたんだと思いますが、「血糖値等のコントロールがうまくできているので中断となった」というようなことを現在のところ把握しております。

○18番（湯田清美君）

ありがとうございました。

○議長（野口達也君）

他にございませんか。19番、相浦議員。

○19番（相浦喜代子君）

それでは、まず、歳入に関してですが、ページで言うと白いほうで93、それから緑のほうで言うと86、87ページになるかと思えます。

質問趣旨は、国庫負担金、国庫補助金の中で、この後期高齢医療制度の開始時に特定健診の受診率及び指導によるデータの改善が見られる場合、国からの補助金額の増額、上乘せがあるような説明を記憶しているんですが、この負担金、補助金に関しては現状どのようになっているのか、算出根拠になるものについてのお尋ねでございました。

この86、87ページに書いてあります、国庫の交付金額の主な内容については、ここに示されているところではございますが、もう少し具体的に、私の勘違いであれば、それは否定していただいていたかと思っておりますので、お願いいたします。

まずは歳入分だけお願いします。

**○議長（野口達也君）**

総務課長。

**○総務課長（前川聡明君）**

今の補助金の件に関してお答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度について、先ほど「特定健診」と言われましたけれども、後期高齢者医療では特定健診でなくて「健康診査」という名前になっております。

その健康診査の補助金ですけれども、緑の資料の86ページ、ここの国庫補助金の3目健康診査事業費補助金というところで計上させていただいております。これにつきましては、対象経費に係る基準単価を乗じた額の3分の1が補助金として交付されております。

先ほどおっしゃられていた上乘せという分については、今の補助の中では措置されておられません。

以上でございます。

**○議長（野口達也君）**

19番、相浦議員。

**○19番（相浦喜代子君）**

はい、ありがとうございました。

それでは、支出全般部分で、まず、全般についてと申しますか、構成自治体においてはそれぞれ平成29年、それから30年度において地域包括ケアシステムの構築が行われておりますが、これは、ほぼほぼ皆様もご承知のように、高齢者を中心とした支援体制というものができていると思われるところですが、当広域連合は、保険者としてこの地域包括の部分でどのようにかかわっているのかというのが、予算上に出てきているのかということのお尋ねでございます。

私もざっとしか、まだ読めていないところもありますので、予算計上として何か具体的ななものがあるのかどうかをお尋ねいたします。

次に、緑のページで行きますと96、97ページ、普及啓発事業費、それから、懇話会費と続くのですが、ここの部分で、まず啓発に関する事業はパンフレット等の制作ということがございます。こちらの部分なんですけど、先般、送られてきました、このデータヘルス計画というものにつきましても、元気に高齢化社会を生き抜く、いわゆる健康寿命を延ばしていくことを重視しているというようなことが読み取れたわけですが、であれば、こういった事業に対する健診勧奨だけでなく介護予防も含めた予防事業というのが必要ではないかと思うんですが、この普及啓発事業等の中にそういったものも含まれているのか、介護予防や予防事業というものが、この予算の中に組み込まれているのかをお尋ねいたします。

そして、懇話会意見、先ほども湯田議員のご質問に対して、ジェネリックの件では議論がなされてというところではありますけど、それ以外に、平成30年度予算に懇話会として反映されたものがあるかどうかをお尋ねいたします。

#### ○議長（野口達也君）

企画監兼次長。

#### ○企画監兼次長（白倉弘和君）

企画監兼次長でございます。

今、議員がご指摘の地域包括システムは大分整備されてきつつあると思います。これは主に介護部門、介護保険法によるものだと思いますけれども、これと広域連合とのかかわりという観点からお話ししますと、我々の保険者のほうは、後期高齢者自体の入院とか通院、そこら辺のデータを持っております。そのデータを活用できると思います。

随時、現在もやっておりますけども、各市町から介護事業を進める上で参考となりますように、依頼によりまして、その各自のデータを提供しております。

それから予算上、何か目に見えるものはないかと言われましたので、ちょっとご紹介いたしますと、この緑の冊子の105ページの中に1つ載っております。中ほどの13番委託料です。その委託料の一番下に、健診・医療無受診者調査指導事業業務委託料350万円、これは何かと申しますと、その後期高齢者の方が2年間健康診査もしておらずに病院にも掛かっていない、こういう方を大丈夫かなということで、こちらが考えまして、業者に委託しまして、原則電話ですけれども、大丈夫かなという意味で様子を聞くという事業でございます。

大体データの的には3,000人位ぱっと機械的に出るみたいなんです。その中で500人位を、また中身を見まして選んで、それで電話をかけてもらう。その中で生活状況とかお聞きして、「これはちょっと認知症気味だ」という様子が伺えれば、それを各市町の担当のほうに情報を提供するという事業でございます。

これで、ある程度の認知の予防とか、色々予防もできると思いますけれども、そういっ

た予算上は関わり方をしているところです。

後のご質問は事業課長にバトンタッチしたいと思います。

○議長（野口達也君）

事業課長。

○事業課長（藤山誠治君）

今、質問がありましたところは、今、紹介しました事業のところによろしいですね。それから、懇話会からの意見についてどうしているかというところでございますが、健康診査について受診率に差があるということで、特に受診率が低い所については、受診率向上のための協議・検討を市町と一緒に進めていきたいと考えております。

それから、検査を受けるだけでは健康を取り戻すことにはできませんので、結果の説明を医師なり市町なりで行うことができるように話を進めていこうと考えております。

○議長（野口達也君）

19番、相浦議員。

○19番（相浦喜代子君）

最後です。

医療費削減も含めて、今、質問させていただく部分でいくと、予防事業というのも後期高齢者医療広域連合で取り組んでいく必要が大いにあるなと思いながらご質問させていただいたところだったんですけど、今回いただいたデータヘルス計画の中の11ページで、食の改善推進員さんを活用した受診勧奨というものもある訳です。予算でいくと、この食改さんに対する勧奨はどの部分で、金額がどれ位になるのかというのをお尋ねしたいのが1つと、あとは先ほどジェネリックの件で、医療機関からの働きかけというものと、薬剤師さん、薬剤師会のほうもあるかと思うんですが、こういった構成自治体とか、関係団体と協議をする場所、要は重複ですとか飲み忘れですとかで残薬に関することについても、この広域連合として取り組むべきこともあるのではないかと思うんですが、これは予算の中で、何か事業として取り組まれることになっているかどうかをお尋ねいたします。

○議長（野口達也君）

事業課長。

○事業課長（藤山誠治君）

まず、薬の件ですけれども、緑の説明資料で言う105ページ、委託料の4つ目です。多量服薬モデル訪問業務委託料、これが県の薬剤師会にお願いしまして、たくさんの薬を

貰われている方の所を訪問していただいて、相談等していただく事業でございます。  
29年度で長崎市、佐世保市、諫早市、島原市、南島原市、雲仙市、それから東彼杵町、川棚町、波佐見町で実施しております。

これを実施する際には、県の医師会、薬剤師会、それから広域連合3者で事前に話をしまして、了解をいただいて事業を進めております。

それから、先ほど申しました市町につきましては、こういったモデル事業をやりますよということで、事前にお話をしております。

それから、食改さんにも受診の勧奨をお願いをしております、この分も同じ105ページの、今度は19負担金、補助及び交付金にあります、失礼しました、ページ数を間違っておりました、103ページです。健康診査事業ですから、103ページの19負担金、補助及び交付金で190万円を30年度予定しております。

**○議長（野口達也君）**

他にはございませんか、なければ、これをもって議案第6号及び議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第6号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（野口達也君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

**○議長（野口達也君）**

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（野口達也君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第7号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程11「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、広域連合議員の任期満了により、欠員が生じているため選任するものであります。

委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条の規定により、議長において指名をいたします。

議会運営委員に平戸市の山田能新議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、山田能新議員を選任することに決定をいたしました。

お諮りいたします。今定例会において議決されました各案件については、その条項、字句、その他、整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。よって、今定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定をいたしました。

以上をもちまして、今定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて閉会をいたします。皆さん、お疲れさまでした。

＝閉会午後2時13分＝

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長            野 口 達 也

署名議員        後 城 一 雄

署名議員        山 田 能 新